

# 税制とインセンティブ 2023

オランダ

INVEST IN  
Holland



# オランダ進出と 企業の発展を促進



# 目次

## 税制

広範な租税条約ネットワーク .....	4
EU加盟国 .....	4
利子とロイヤリティに対するオランダの源泉税 .....	5
オランダの配当源泉税 .....	5
オランダ税務局 .....	6
ルーリングプラクティス .....	6
オランダ税関局 .....	7
VAT繰延べ制度 .....	7
資本参加免税 .....	8
法人税率 .....	8
連結グループ制度 .....	8
欠損金 .....	8
外国からの赴任者のための特別税制（30%非課税措置） .....	9
その他・日蘭社会保障協定 .....	9

## インセンティブ

R&D賃金税控除（WBSO） .....	10
イノベーションボックス .....	10
環境配慮型投資のための税控除措置（MIA/Vamil） .....	11
持続可能エネルギー関連の税額控除措置（EIA） .....	11
その他・R&Dにかかる官民連携事業推進補助 .....	11
・イノベーションクレジット：新技術開発への融資制度 .....	11

# 税制

## 広範な租税条約ネットワーク： 二重課税の回避と源泉税の減税

- オランダは、EUの中で最も広範な租税条約ネットワークを有する国のひとつです。100か国以上との二国間租税条約締結により二重課税を回避し、また配当、利子、およびロイヤルティに対する源泉税も減税もしくは免税となります(利子およびロイヤルティは多くの場合0%になります)。
- 条約が適用されない場合でも、オランダは多くの場合、二重課税を回避するための措置を講じています。
- オランダが交渉し締結したほとんどの二重課税協定は、経済協力開発機構(OECD)が発行しているモデル草案に沿ったものです。

## EU加盟国： EU指令のメリットを享受

- EU加盟国のオランダは次のようなEU指令のメリットを提供します。：
  - 親子会社指令：EU加盟国内で異なる国に拠点を置く親会社と子会社間の利益配分に対する税制上の障害を取り除くことを目的としたものです。
  - 利子およびロイヤルティ指令：EU加盟国内で異なる国に拠点を置く関連会社間の国境を越えた利子およびロイヤルティの支払いに対する源泉税は免除されます。

# 利子とロイヤリティに対するオランダの源泉税： 原則免税

- オランダは、オランダに本拠を構える企業による利子およびロイヤリティの支払いに対して源泉税を課していません。さらに、オランダに拠点を置く企業に支払われる、利子およびロイヤリティに対する外国の源泉税を、軽減または廃止します。
- 利子とロイヤリティに対するオランダの源泉税は、軽課税国、EUの非協力的管轄国のリストにある国、および特定の税法違反の状況にある関連受益者への配分にのみ課せられます。

# オランダの配当源泉税： 租税条約による免税

- オランダ居住法人が分配する配当にかかる源泉税のオランダ法定税率は、原則として15%です。ただし、配当条項を含む租税条約を締結している国の適格法人株主に支払われる配当の場合には、オランダの配当源泉税が免除されます。

# オランダ税務局： オープンな環境と身近な存在

- オランダ税務局は、投資家や進出企業にとって、特定のケースで税法がどのように適用されるかを知ることがいかに重要であるかを理解しています。そのため、外国人投資家にとって可能な限り透明性が高く、アクセスしやすいように「潜在的な外国人投資家のための問合せ窓口」を設置しています。国際税務調査チームと協力するこの窓口は、オランダでの大規模投資に関する税務上の影響について、事前に確実性をもって外国人投資家に提示します。その結果、投資後の確認事項が少なくなり、管理負担が軽減されます。企業が所在する地域の税務検査官は、この窓口で合意された内容に拘束されます。
- オランダには100か国を超える国との広範な租税条約ネットワークがあります。オランダで事業を行う企業の二重課税や国際税務紛争を防止するのに、条約の幅広いネットワーク、事前に確実性を得る可能性、オランダ税務局の協力的なアプローチは有利に働きます。それでも国際的な税務紛争が発生した場合は、オランダ税務局はこれを可能な限り迅速に解決する立場にあります。
- オランダ税務局は、納税者に対して協力的で、信頼、透明性、相互理解に基づく関係強化を目指しています。

# ルーリングプラクティス： 事前に税務状況を把握できる確実性

- 事前税務裁定(ATR)や事前価格合意(APA)はオランダ税制の中でも最も魅力的な制度であり、オランダの投資環境における重要な柱のひとつです。この制度方針の目的は、オランダ国内および国際的に事業を行う企業が、税務上の観点から将来における確実な税務状況を把握できるようにすることです。
- ATRは、計画された国際事業取引またはその組み合わせによる税務上の影響について事前に確実性を得て合意をするものです。これは、特定の組織または企業の特定の状況におけるオランダの税法および規制の適用に関するものです。例：資本参加免除の適用。
- APAは、企業と関連組織間あるいはグループ企業間の、商品およびサービスなどの国境を超える取引にかかる、独立企業間価格や価格設定方針についての確実性を事前に担保するものです。
- オランダ税務局には、ATRおよびATRの案件を担当する専任の国際税務調査チームがあります。

# オランダ税関局： 実践的でプロアクティブな姿勢

- EU域内に持ち込まれる物品は、貨物到着の時点から、EU関税法の規定に従い税関管理下に置かれます。検査官は、企業にとって信頼できる政府パートナーがいかに重要なものかを理解しており、物品の輸出入に関して、最適な通関手続きを提供するため、柔軟に相談を受け付けています。
- オランダの税関局は、国際貿易の促進と税関手続きの最適化に向けた実践的、かつ積極的なアプローチでよく知られています。このことが、輸入活動の拠点としてオランダが選ばれる理由のひとつにもなっています。

# VAT繰延べ制度： キャッシュフローに有利な効果

- EUの流通拠点として特別な地位にあるオランダは、VATの定期申告時まで輸入VATの支払いを延期できる、VAT繰延べ制度を導入しています。
- このVAT繰延べ制度の適用により、輸入VATは定期申告時に、申告と還付請求を同じ申告書上にて行うことができます。輸入時のVAT支払いと還付が同時処理で相殺できるため、キャッシュフローへの負担を回避することができます。
- オランダ居住法人、またはオランダ国内に恒久的施設を有する外国法人は、輸入時にこの制度を申請することができます。恒久的施設を有しない外国企業は、税務代理人を任命することでこの制度の申請が可能です。例：第三者機関の物流プロバイダー。

# 資本参加免税： 欧州本社にとっての原動力

- 資本参加免税は、オランダ法人税制の最も重要な規定です。オランダに欧州本社が多数設立される理由でもあります。
- 資本参加免税により、適格株式保有から生じる利益に対する法人税は免除されます。利益には、現金配当、現物配当、ボーナス株式、隠れた利益配当、キャピタルゲイン(株式売却利益)が含まれます。
- 資本参加免除は、5%以上の株式保有にのみ適用されます。ただし、株式保有が非適格なポートフォリオ投資として保有されていないことを条件とします。

## 法人税率

法人税率(2023年)

- €0 - €200,000 : 19%
- €200,000 以上 : 25.8%

自社開発の無形資産から生じる利益には、特別なオプションの税率を選択できる場合があります(イノベーションボックス)。

## 連結グループ制度： 連結納税

- オランダ居住法人(またはオランダ国内にある外国企業の恒久的施設)のグループ企業は、連結グループとして、その取り扱いを合同で申請することができます。これにより、グループ内のオランダにおける事業活動が税務上連結し、ひとつの法人税申告が可能になります。
- この制度の主な特徴：
  - グループ内で、ある企業の損失と別の企業の利益を相殺することができます。
  - グループ内企業間の資産移転に法人税はかかりません。
  - グループ内企業間取引についても、大部分が免税となります。

## 欠損金： 繰戻し1年 / 繰越し 無期限

- 2022年1月1日から、欠損金は1年間繰戻しと、無期限での繰越しが可能になりました。ただし、年間損失補償は€100万までとなり、さらに€100万を超える課税対象利益の50%に制限されます。
- この規則は2022年1月1日以降に発生するすべての欠損金に適用されます。すべての欠損金の規則は、その日付に応じた規則が適用されます。



# 外国からの赴任者のための特別税制 (30%非課税措置)

外国からオランダへ駐在する赴任者の、一時的な滞在に伴う追加的費用の経費軽減を目的に、雇用主は一定の条件下で赴任者のグロス給与の30%までを非課税とすることが許可されています。

適用条件：

- 赴任者は次に示す最低課税所得条件を満たし、オランダ労働市場では見つけることができない、または不足している特定の専門知識を持っていること
  - 最低グロス所得 € 41,954 (非課税手当は除く)
  - 最低グロス所得 € 31,891 (30歳未満の修士(MSc)、博士号(PhD)の場合で非課税手当は除く)特定の研究者、特定の教育に携わる従業員、研修医には、最低グロス所得の条件はありません。
- 赴任者はオランダ国外から雇用(または任命)されている必要があります。また、赴任開始前24か月のうち少なくとも16か月以内にオランダの国境から半径150km以内の外国に居住していない必要があります。
- 雇用主はオランダの賃金税源泉徴収義務者でなければならず、また税務局から正式にこの特別税制の適用が認められていなければなりません。
- 本非課税措置は、最長5年間(60ヵ月間)適用することができます。この最長期間は、過去のオランダでの滞在期間や雇用期間によっては短くなる場合があります。
- 2024年1月1日以降、30%非課税措置の対象となる上限給与額は、いわゆるWNT標準に制限されます(現在€223,000)。

その他:

## 日蘭社会保障協定

2009年3月発行の日蘭社会保障協定のもと、日本から派遣されてオランダで働く赴任者(5年未満)は、オランダの社会保障制度に加入する必要がなく、日本の社会保障制度のみを継続すればよいことになりました。

# インセンティブ

## R&D賃金税控除(WBSO): 研究開発投資のための奨励制度

- R&D賃金税控除(WBSO)は、企業がR&D(研究開発)にかかる賃金コストやその他のコスト、あるいは支出の一部に対する補償を提供するものです。実際には、企業の賃金税負担の軽減です。
- R&D賃金税控除は、研究開発のための賃金、経費、その他費用の最初の€350,000までは32%、それ以上の場合は16%です。スタートアップ企業の場合は、最初の€350,000までは40%です。暦年ごとによる控除限度額はありません。

## イノベーションボックス： 実効税率9%

- 企業は、自社開発の無形資産から得られる利益に対しては、25.8%の法人税率ではなく、9%の優遇実効税率を受けることができます。
- イノベーションボックスの主な特徴：
  - イノベーションボックス適用の認定を受けるには、R&D賃金税控除(WBSO)の奨励制度で言及されている内容のR&D申告が必要となり、これに加えて大企業には特許、独占ライセンス、ソフトウェアプログラム、植物育成者権、または製薬認定も必要になります。
  - 研究開発活動の大部分を関連会社に委託している企業は、イノベーションボックスに割り当てることができる利益には制限があります。
  - 25.8%の法人税率に対して、無形資産の開発費用を超える利益や、開発により発生した損失には9%の実効税率が適用されます。
  - イノベーションボックスの申請は任意です。

# 環境配慮型投資のための税控除措置 (MIA/Vamil)

- MIAは、通常の投資税控除に加えて、環境に配慮した投資費用に対し最大45%までを控除することができる制度です。投資額は、1件あたり少なくとも€2,500が必要です。納税者1人あたり年間最大€5,000万が対象となります。
- Vamilは、適切な環境配慮型投資の投資費用の75%を一括償却することができるもので、流動性と金利の両面で有利な制度です。投資費用の残り25%については、通常の投資償却規則に従います。
- オランダ企業庁(RVO)は、MIA/Vamilの適正と認められる環境配慮型投資の年次リスト、いわゆる「環境リスト」を公開しています。

# 持続可能エネルギー関連の税額控除措置 (EIA)

- EIAは、オランダ企業庁(RVO)が発行するエネルギーリストに掲載された、新しい省エネ機器および持続可能エネルギーへの投資をサポートするものです。EIAを活用する企業は、エネルギーコストを抑えることができ、納税額も少なくてすむという二重のメリットを享受することができます。
- 通常の減価償却費の控除に加えて、課税所得からこの投資費用の45.5%を控除することも可能です。
- 控除が認められる省エネ投資額は暦年あたり€2,500以上であり、上限は€1億3,600万。

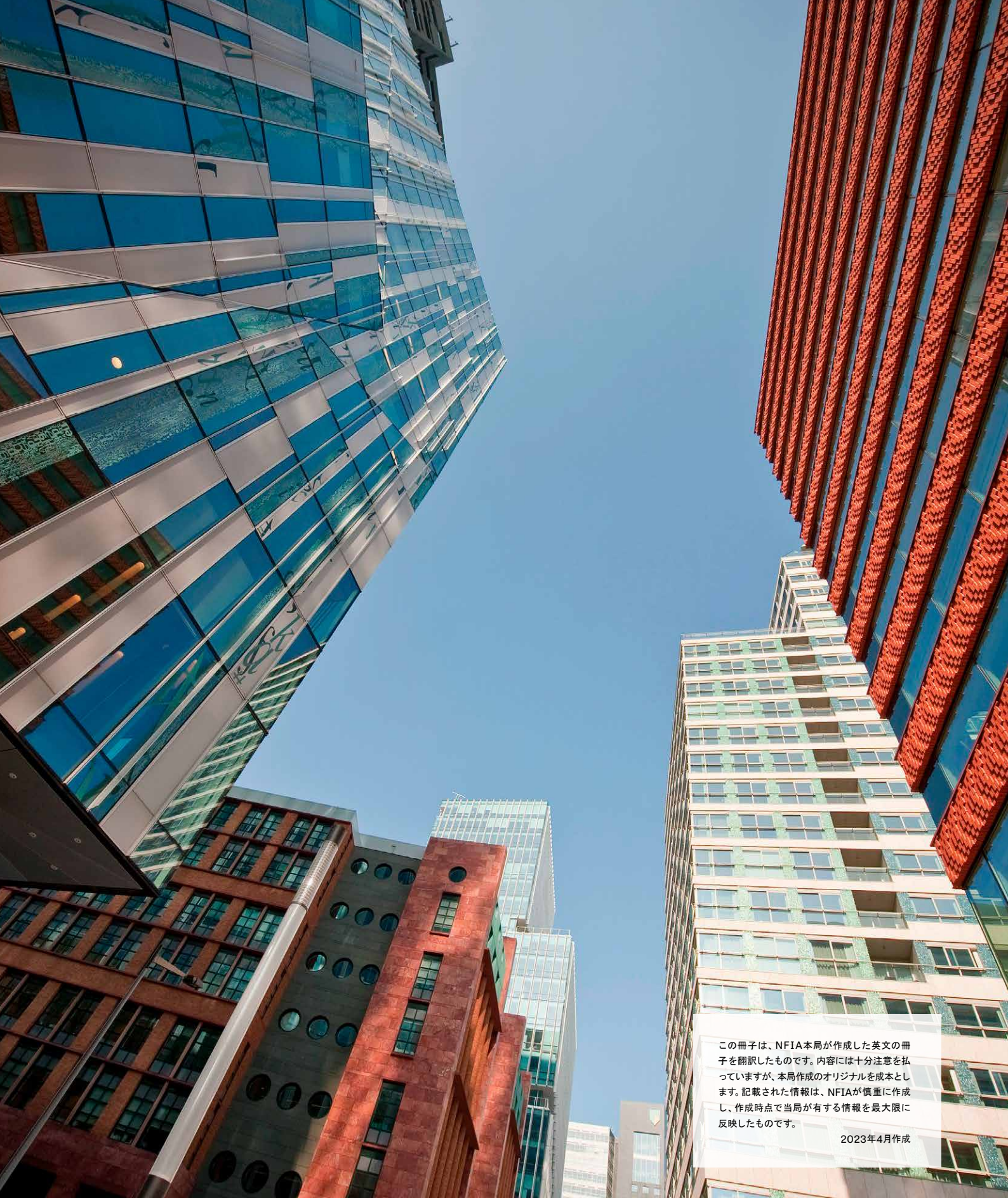
その他：

## R&Dにかかる官民連携事業推進補助

官民連携事業への企業参加奨励のため、企業が投資するはじめの€2万までは40%、それを上回る部分については30%が補助される制度です。補助金は該当の研究開発事業に対する投資に使用しなければなりません。

## イノベーションクレジット：新技術開発への融資制度

イノベーションクレジットは、新しい製品、プロセス、または、サービスの技術的な開発段階、臨床研究を必要とする医薬製品開発のために、政府が提供するリスク負担の融資です。2023年の予算は、技術開発プロジェクトに€3,000万、臨床開発プロジェクトに€3,000万が当てられます。審査は申請の先着順になります。企業ごとの最大融資額は企業の規模によって異なります。臨床開発プロジェクトの場合は最大€500万、技術プロジェクトの場合は最大€1,000万です。



この冊子は、NFIA本局が作成した英文の冊子を翻訳したものです。内容には十分注意を払っていますが、本局作成のオリジナルを成本とします。記載された情報は、NFIAが慎重に作成し、作成時点で当局が有する情報を最大限に反映したものです。

2023年4月作成

